

令和8年9月14日開催

由利本荘市農業委員会総会議事録
(公開用)

由 利 本 荘 市 農 業 委 員 会

由利本荘市農業委員会総会（令和８年第１０回）議事録

１．開催日時 令和８年９月１４日（月曜日）午前９時３０分

２．開催場所 本荘由利広域行政センター「学習ホール」

３．出席委員（２２名）

２番 齋藤 誠	１３番 菅原文 克
３番 佐藤 源 樹	１４番 三浦 徳 也
４番 佐々木 純 一	１５番 尾留川 正 敏
５番 豊島 靖 喜	１６番 加藤 三 敏
６番 真坂 和 都	１７番 小野 晃 一
７番 佐藤 崇	１８番 畑山 留美子
８番 伊東 金 一	１９番 巴 寛
９番 伊藤 純 二	２０番 畠山 典 雄
１０番 石井 健 一	２１番 佐藤 角 栄
１１番 佐々木 亨	２３番 佐々木 善 永
１２番 井上 博 美	２４番 富 樫 公 一

４．欠席委員（２名）

１番 吉田 真 大
２番 板垣 利 明

５．議事日程第１号 令和８年９月１４日（月曜日） 午前９時３０分 開会

第 １．議事録署名委員指名

第 ２．会議書記任命

第 ３．会期決定

第 ４．報告第 ５号 農地法施行規則第２９条第４号及び第５３条第４号の規定に基づく農地転用許可不要の件

第 ５．議案第７０号 農地法第３条の規定に基づく賃借権設定の件

第 ６．議案第７１号 農地法第３条の規定に基づく所有権移転の件

第 ７．議案第７２号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）

第 ８．議案第７３号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）

第 ９．議案第７７号 農地法第２条第１項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について

第１０．議案第７４号 農地法第５条第１項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件

第１１．議案第７５号 農地法第５条第１項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件

第１２．議案第７６号 農地法第５条第１項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件

第１３．議案第７８号 由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について

6. 本日の会議に付した事件
議事日程第1号のとおり

7. 出席した事務局職員

事務局長	柴 田 浩 樹	次 長	小 松 幸 月
農政班長	三 保 敦	農地班長	二 見 真 之
主席主査	渋谷 淳	主 査	池 田 弘
主 査	小助川 洋	主 査	小 野 友紀子
主 査	佐 藤 弘 輝		

8. 総会議長
富 樫 公 一

9. 議事録署名委員
5 番 豊 島 靖 喜 6 番 真 坂 和 都

10. 会議の概要

○議長

これより令和8年9月7日公示招集されました、令和8年第10回農業委員会総会を開会いたします。

出席委員は、委員総数24名中22名であります。

1番吉田真大委員、22番板垣利明委員より欠席の届け出があります。

出席委員は定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の提出案件は、報告第5号、ならびに議案第70号から議案第78号までの計10件であります。

○議長

それでは、これより議事に入ります。本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって、本日の議事は、議事日程第1号をもって進めます。

○議長

日程第1、「議事録署名委員の指名」を行います。会議規則第13条の規定に基づき、議事録署名委員に、5番豊島靖喜委員、6番真坂和都委員の両名を指名いたします。

○議長

日程第2、「会議書記」には、事務局職員を任命いたします。

○議長

日程第3、「会期決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の会議の会期は、本日1日限りと決して、これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

○議長

日程第 5、報告第 5 号「農地法施行規則第 29 条第 4 号及び第 53 条第 4 号の規定に基づく農地転用許可不要の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（報告第 5 号について、規則改正により一定の農業用施設は許可不要となり、申出内容を現地確認の上、周辺農地への影響がないと判断し、事務局長専決で許可不要とし通知する旨、報告する。）

○議長

報告第 5 号の事務局説明が終わりました。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

○議長

日程第 5、議案第 70 号「農地法第 3 条の規定に基づく賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第 70 号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。）

○議長

議案第 70 号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 70 号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 70 号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第 6、議案第 71 号「農地法第 3 条の規定に基づく所有権移転の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第 71 号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため許可要件の全てを満たしている旨説明する。2 番について補足し、譲受人の農地の利用について問題ないと判断、6 番について補足し、

農地の適切な管理に努める旨申告していることから、許可要件を満たしているものと判断した旨説明する。)

○議長

議案第71号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第71号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第71号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第7、議案第72号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（一括方式）」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第72号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のとおりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。）

○議長

議案第72号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第72号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第72号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第8、議案第73号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について（所有権移転）」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第73号について、議案書に基づき取り扱い件数を述べ、申請内容については記載のと

おりで、農用地利用集積等促進計画の認可の要件である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各号を満たしている旨説明する。)

○議長

議案第73号の事務局説明が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第73号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第73号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

○議長

日程第9、議案第77号「農地法第2条第1項の農地に該当しない旨（非農地）の判断について」を議題とし、はじめに議案第77号1番について事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

(議案第77号1番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明。

申請地は、長年耕作しておらず、原野化している状況であり、農地に復元するための条件整備が著しく困難であると判断され、農地法第2条の農地に該当しない旨を説明する。)

○議長

議案第77号1番の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。事務局。

○事務局（委員報告代読）

(議案第77号1番について、現地確認日時、現地確認出席者を報告し、現地は長期間耕作されていないため、原野化している状況にあり、農地への復元は困難であると判断し、農地法第2条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。)

○議長

議案第77号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第77号1番は、農地法第2条第1項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号 1 番は、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

次に議案第 77 号 2 番について事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第 77 号 2 番について、議案書に基づき朗読し、申請の概要を説明。本件は 8 月 18 日に開催された第 1 回農地委員会において検討された案件であり、

申請地は、昭和 53 年に農地転用許可を受けて豚舎が建築された土地だが、豚舎は、数年前に解体され、現在は更地の状態となっている状況である。令和 8 年 2 月総会にて、農地法 3 条の規定に基づく所有権移転の許可を受け、大根の作付けを試みたところ十分な生育が得られなかったことから、既に農地性が失われていたと考えられる。

本案件は、転用許可から長期間経過し所有者も複数回変更されているため、法務局の見解を踏まえ、過去の転用許可証による地目変更ではなく、非農地証明により整理する旨説明する。）

○議長

議案第 77 号 2 番の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。調査員、4 番佐々木純一委員。

○4 番・佐々木純一委員

（議案第 77 号 2 番について、現地確認日時、現地確認出席者を報告し、現地は数年前に豚舎が解体され、更地状態となっており、過去に豚舎が存在していたことから、農地性は失われていると判断し、農地法第 2 条の農地に該当しないものと確認した旨を報告する。）

○議長

ご苦労様でした。

議案第 77 号 2 番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。

ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第 77 号 2 番は、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないと判断することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 77 号 2 番は、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しないと判断することに決定いたしました。

○議長

日程第 10、議案第 74 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく使用目的変更に伴う使用貸借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第74号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断。申請地は、第2種農地であり、第1種農地の不許可の例外である「申請地以外に、第3種農地、非農地に代替地がない」に該当することから、許可相当と考えられる旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がなく、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。）

○議長

議案第74号の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。調査員、2番齋藤誠委員。

○3番・齋藤誠委員

（議案第74号について、調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。）

○議長

ご苦労様でした。

議案第74号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第74号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第74号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第74号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第11、議案第75号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う賃借権設定の件」を議題とし、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第75号について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断。申請地は、第1種住居専用地域に指定されている第3種農地である旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がなく、本総会で許可相当と決定した場合は、総会翌日付けで許可することになる旨を説明する。）

○議長

議案第75号の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。事務局。

○事務局（委員報告代読）

（議案第75号について、調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。）

○議長

議案第75号の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。
ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第75号は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であります。

お諮りいたします。議案第75号は、申請が適法と認め、許可することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第75号は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

○議長

日程第12、議案第76号「農地法第5条第1項の規定に基づく使用目的変更に伴う所有権移転の件」を議題とし、議案第76号1番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第76号1番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断。申請地は、第2種住居専用地域に指定されている第3種農地である旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないが、地域計画内農地であることから、本総会で許可することに決定した場合は、申請地を地域計画から除外する決定公告期日と同日付で許可することになる旨を説明する。）

○議長

議案第76号1番の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。事務局。

○事務局（委員報告代読）

（議案第76号1番について、調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。）

○議長

議案第76号1番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【18番畑山留美子委員手を挙げる】

○議長

18番畑山留美子委員

○18番・畑山留美子委員

18番畑山です。本荘1の件について、株式会社イコムさんとありましたが、何の業者か教えてください。

○事務局

建設業で工事を請け負っている業者です。

○18番・畑山留美子委員

住所が宮城県となっていますけれど、いままでの実績等ありますでしょうか。

○事務局

由利本荘市でも実績はあるようでして、転用予定地の隣が所有地となっておりまして資材置き場として活用しているとのこと。

○18番・畑山留美子委員

ありがとうございました。

○議長

その他、ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

○議長

次に、議案第76号2番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第76号2番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断。申請地は、第2種農地であり、第1種農地の不許可の例外に該当するか、第3種農地もしくは農地以外の土地に代替地がない場合しか許可できないが、申請地周辺に第3種農地や立地可能な農地以外の土地がないため、「第3種農地もしくは農地以外の土地に代替地がない場合」に該当する旨を説明する。

なお、本案件については、秋田県農業会議に意見聴取する必要がないが、地域計画内農地であることから、本総会で許可することに決定した場合は、申請地を地域計画から除外する決定公告期日と同日付で許可することになる旨を説明する。）

○議長

議案第76号2番の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。調査員、4番佐々木純一委員。

○4番・佐々木純一委員

（議案第76号2番について、調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。）

○議長

ご苦勞様でした。

議案第76号2番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

○議長

次に、議案第76号3番につきまして、事務局より説明を求めます。事務局。

○事務局

（議案第76号3番について、議案書に基づき朗読し、申請事由、転用事業の概要、申請位置、資金計画などの面から、農地区分等の立地基準、転用目的等の一般基準からみても許可相当と判断。申請地は、第1種農地で、原則不許可だが、不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当する旨を説明する。

なお、本案件については、第1種農地のため、秋田県農業会議の意見聴取の対象、本総会で許可相当と決定した場合は、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することになる旨を説明する。）

○議長

議案第76号3番の事務局説明が終わりました。これより現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いいたします。事務局。

○事務局（委員報告代読）

（議案第76号3番について、調査日時、調査者を報告し、申請地の周辺状況、被害防除計画などにより、周辺農地に係る営農条件への支障は問題ないものと確認してきた旨を報告する。）

○議長

議案第76号3番の事務局説明、現地調査報告が終わりましたので、ご質問、ご意見を承ります。ご質問、ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

事務局説明のとおり、議案第76号1番と2番は、秋田県農業会議の意見を必要としない議案であり、議案第76号3番は、秋田県農業会議の意見を必要とする議案であります。

はじめに、議案第76号1番と2番につきましてお諮りいたします。議案第76号1番と2番は、申請が適法と認め、許可することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号1番と2番は、申請が適法と認め、許可することに決定いたしました。

次に、議案第76号3番につきましてお諮りいたします。議案第76号3番は、申請が適法と

認め許可相当とし、秋田県農業会議に諮問することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号3番は、申請が適法と認め、許可相当とし、秋田県農業会議に諮問のうえ、許可相当の答申があり次第、許可することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

【市農業振興課担当者着席】

○議長

休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第13、議案第78号「由利本荘農業振興地域整備計画の変更案に対する意見について」を議題とし、最初に、変更案の概要につきまして、別冊の添付資料に基づき、市農業振興課担当者の説明を求めます。

【市農業振興課担当者（内容説明）】

○市農業振興課

（議案第78号由利本荘農業振興地域整備計画の変更案について、変更案件2件の申請地、面積、変更事由、除外申請であることを説明する。）

（対図番号「本1」は、レンタル用重機車両及び重機部品の保管を目的とした資材置場とするための除外申請である。）

申請地は事業計画の実施に必要な土地であり、代替地についても検討した結果、適地の確保が困難であることから、除外の必要性が認められ、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはなく、周辺農地の集団化や担い手への利用集積への影響もないと判断される。さらに、農業用排水施設や農道等の農業生産基盤施設への影響はなく、土地改良事業等の実施区域にも該当していない。

以上のことから、「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項に定める除外要件を全て満たしていると判断される。）

（対図番号「大1」は、一般個人住宅を建築するための除外申請である。）

申請者の居住環境の改善を目的とした住宅建築計画であり、その必要性が認められるものである。また、農用地区域外で代替地を検討した結果、適地の確保が困難であることから、申請地以外に代えることは困難であると判断される。

申請地は地域計画から除外される予定であり、地域計画の達成に支障を及ぼすおそれはない。また、農用地区域の縁辺部に位置していることから、農用地の集団化や農作業の効率化への影響はないと判断される。さらに、担い手への農地利用集積への影響は軽微であり、農業排水路等の土地改良施設についても機能や維持管理に支障を及ぼすおそれはない。

以上のことから、「農業振興地域の整備に関する法律」第13条第2項に定める除外要件を全て満たしていると判断される。）

○議長

市農業振興課の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果につきまして、ご報告をお願いします。

最初に、対図番号「本1」のご報告をお願いします。事務局。

○事務局（委員報告代読）

(対図番号「本１」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、農振農用地からの除外については他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

次に、対図番号「大１」のご報告をお願いします。
調査員、１６番加藤三敏委員。

○１６番・加藤三敏委員

(対図番号「大１」について、確認日、現地調査出席者、申請地の周辺状況、農振農用地からの除外については他の農用地の集団化、作業の効率化、農業用施設の機能等、農業上の利用に支障を及ぼす恐れがないことを確認してきた旨報告する。)

○議長

ご苦労様でした。
続いて事務局より農地法に基づく説明を求めます。事務局。

○事務局

(農振農用地除外の案件は、農地転用の申請を前提としていることから、農地法の規定による農地区分の立地基準について、次の通り説明した。)

対図番号「本１」については第３種農地と判断される。第３種農地は原則として許可できる。

対図番号「大１」については第１種農地と判断される。第１種農地は原則として許可できないが、農地法施行規則第３３条第４号の不許可の例外である「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当すると見込まれる。

以上のことから、除外申請のあった２件は今後、農地転用申請がされた場合、立地基準上は許可相当と見込まれ、由利本荘農業振興地域整備計画の変更案は、妥当と考えることを説明した。)

○議長

ただいまの議案第７８号の市農業振興課説明および現地調査報告につきまして、ご質問、ご意見を承ります。ご質問。ご意見ございませんか。

【「なし」の声あり】

ご質問、ご意見ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第８６号は、原案が適当とも認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。

よって議案第７８号は、原案が適当と認め、異存ない旨の意見を付して、由利本荘市長に回答することに決定いたしました。

暫時休憩します。

【農業振興課担当者退席】

○議長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします

この際、お諮りいたします。

今総会で決定されました議案において、その字句、数字、その他文案等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議ないものと認めます。よってそのように決定いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前10時36分)

由利本荘市農業委員会総会会議規則第 13 条第 1 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市農業委員会

総 会 議 長 富 樫 公 一

議事録署名委員 豊 島 靖 喜

議事録署名委員 真 坂 和 都